

第六期第1回練馬区福祉有償運送運営協議会 議事録（要旨）

- 1 日時 平成27年3月20日(金) 午後2時～3時16分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎地下 多目的会議室
- 3 出席者 荻野(嘉)委員 佐藤委員 八重田委員 荻野(陽)委員 中村委員
松岡委員 小菅委員 高田委員 溝上委員 伊藤委員 椿委員
小場瀬委員 桑原委員 古橋委員
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 1名
- 6 議題
 - (1)開会
 - (2)経営課長あいさつ
 - (3)委員自己紹介
 - (4)福祉有償運送運営協議会について(概要説明)
 - (5)正副会長の選出
 - (6)運営協議会会議録の公表方法について
 - (7)練馬区における移動困難者の現況について
 - (8)社会福祉法人 武蔵野会(更新登録)の協議
 - (9)自家用有償旅客運送の権限移譲について(報告)
 - (10)第五期第5回 議事録の確認
 - (11)その他
- 7 配布資料
 - (1)第六期練馬区福祉有償運送運営協議会委員名簿【資料1】
 - (2)練馬区福祉有償運送運営協議会設置要綱【資料2】
 - (3)福祉有償運送運営協議会の概略【資料3】
 - (4)福祉有償運送の登録に関する処理方針について(国自旅第143号通達)【資料4】
 - (5)自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて(同144号通達)【資料5】
 - (6)運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(同145号通達)【資料6】
 - (7)練馬区における福祉有償運送団体一覧【資料7】
 - (8)練馬区における移動困難者の現況について【資料8】
 - (9)社会福祉法人「武蔵野会」の更新登録書類【資料9】
 - (10)自家用有償旅客運送の権限移譲について(報告)【資料10】
 - (11)第五期第5回会議録【資料11】
 - (12)社会福祉法人「武蔵野会」練馬福祉園パンフレット【資料番号なし】

1 開会

事務局

それでは、皆様、改めまして、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから第六期第1回の福祉有償運送運営協議会を開催させていただきます。

本日は期が改まりまして初めての運営協議会となります。委員にご就任いただく皆様には委嘱状をお手元にお配りさせていただいておりますので、ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

なお、任期は、本日から平成28年9月30日までとなっております。

本日、現時点で、委員定数15名のところ、13名の方がご出席されておりますので、運営協議会は有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、会長、副会長が決まるまでの間は、事務局の方で進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の資料につきましては事前に送付してございますが、お忘れの方がもしいらっしゃいましたら、お声かけいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(なし)

事務局

それでは、開会に当たりまして、福祉部経営課長より、ご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

2 経営課長あいさつ

経営課長

本日は、年度末の大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

こちらの自家用有償運送の運営協議会ということで行ってまいりましたけれども、一方で、この会でも議題として、情報提供ということでお話をしたことがありました。今度の4月から、分権一括法の関係で、希望する自治体には、有償旅客運送に係る登録監査等の事務が区市町村におりてくるということがございます。

初めて分権一括の関係で、一括で権限がおりてくるのではなくて、希望する自治体のみ委譲するというので、お手挙げ方式という初めての試みというところで、私もいろいろと情報を集めたりしているのですけれども、今度の4月からすぐ委譲を受けるところは余りないようですが、いずれにしろ、練馬区といたしまして、権限委譲ということも視野に入れて、現在、検討しているということです。

仮に区市町村に権限委譲されても、運営協議会そのものは引き続き必要ということですので、皆様の忌憚のないご意見をいただきながら、スムーズにこの協議会の運営ができれば

ばいいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

この後、会長、副会長を決めていただいてから、本日の審議案件に入らせていただきますが、限られた時間ではございますが、皆様のご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

3 委員自己紹介

事務局

それでは、次第の3番ですけれども、委員自己紹介ということで、引き続きまして、自己紹介をお願いしたいと思います。

お配りしております資料1の「委員名簿」をご覧いただきながら、委員名簿の順に従いまして、この順番で一言ずつお願いしたいと思います。

～各委員自己紹介～

4 福祉有償運送運営協議会について（概要説明）

事務局

次第の4ですが、福祉有償運送運営協議会について（概要説明）でございます。

これから議事に入ります。

本日は、この次第でございますように、運営協議会の意義や役割のあらましを紹介した後、正副会長を選任し、その後、更新時期を迎えます1団体、武蔵野会さんの更新登録の協議をお願いする予定となっております。

本日の運営協議会ですが、おおむね4時までには終わるといふふうに予定しておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、前期からほとんどの方が引き続き委員になられてございますけれども、新任委員の方もいらっしゃいますので、改めまして、この運営協議会の概要についてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料についてですが、資料1から資料7をご用意しておりますので、お手元にご用意をお願いいたします。

～資料1から資料7までを説明～

非常に簡単ではございましたが、内容の説明については以上といたします。

事務局

資料7の次回更新の運協開催めやすの日程につきまして、運輸支局の委員の方から何か補足説明がございましたら、お願いしたいと思っております。

委員

今、お話があった有効期限のお話なのですが、こちらとしても、申請を出された際に中身の審査が必要だというところがございます。申請に当たっては、2か月前から運輸支局の方に申請ができるということになっておりますので、1か月前ということ先ほどお話があったかと思うのですが、私どもの審査の時間も考慮していただいた上で、運営協議会を早目に開いていただきまして、申請の方をしていただければと思っております。よろしく申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

何か、ご質問はございますでしょうか。

(なし)

5 正副会長の選出

事務局

特にないようであれば、引き続きまして、会長、副会長の選任をお願いしたいと思っております。

会長、副会長は、委員の皆様の互選により決することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。立候補される方がいらっしゃいましたら、挙手の方をお願いしたいのですが。

(なし)

事務局

そうしますと、会長はどなたに。

委員

今までも練馬区の方に会長をやっていただいて、あとは、学識経験者と専門家の方に副会長をやっていただいたので、その慣例に従っていただければいいかと思えます。

事務局

会長は古橋委員、副会長には小場瀬委員ということでよろしいでしょうか。

異論がないようでしたら、これで決めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(拍手)

事務局

ありがとうございます。それでは、会長に古橋委員、副会長に小場瀬委員が選任されましたので、これ以降の進行は古橋会長の方にお任せしたいと思います。

6 運営協議会会議録の公表方法について

会長

それでは、これからの進行は私の方で進めさせていただきます。

皆様の引き続きのご協力をお願いしたいと思います。

それでは、本日の次第の6でございます。

運営協議会会議録の公表方法についてでございます。

これについては、特段、資料はございませんが、従来より運営協議会の会議録は練馬区のホームページで公表しております。第六期におきましても、従来同様に公表する予定であります。

ただし、公表に際しましては、委員の氏名は伏せております。「委員」という形で発言を載せさせていただいておりますので、ご承知おきください。

この件につきまして、何か、ご質問やご意見はございますでしょうか。

よろしいですか。

(はい)

会長

それでは、そのように第六期についても取り扱わせていただきますので、よろしく願います。

7 練馬区における移動困難者の現況について

会長

それでは、次第の7に入らせていただきます。

練馬区における移動困難者の現況についてということで、本日、資料8をご用意しております。資料に基づきまして、事務局の方から説明させますので、よろしく願います。

事務局

それでは、引き続き、事務局より説明させていただきます。

～資料8「練馬区における移動困難者の現況について」に基づき説明～

資料8については以上のとおりでございます。

会長

ありがとうございました。説明が終わりましたが、ご質問やご意見、どなたかございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

8 社会福祉法人 武蔵野会（更新登録）の協議

会長

特にご質問等がないようであれば、続きまして、8番「社会福祉法人武蔵野会（更新登録）の協議」に入らせていただきたいと思います。

それでは、これから協議に入りますけれども、まず、説明の手順について説明をいたします。

まず、事務局から更新登録に当たっての変更点など、大まかな説明を行い、その後に、各団体の方に活動内容や補足の説明を行っていただくような形でこの運営協議会を進めさせていただいております。本日もそのような形でやらせていただければと思います。

本日も団体の方からお見えいただいておりますので、後で、個別に、具体的なご質問等にはお答えいただくことにいたしまして、まずは、事務局から大まかな説明をさせますので、よろしく願いいたします。

事務局

それでは、次第8、「社会福祉法人武蔵野会の更新登録について」ですが、こちらは資料9をごらんいただきます。

まず、冒頭に大変申しわけございませんが、資料9の1枚目、要件確認表の方に誤りがございました。そのため、黄色のマーカーをつけてございますが、差し替え版を、本日、机上配付しておりますので、そちらの方をご覧いただければと思います。

具体的には、ナンバー1の事務所の部分が誤っておりました。

直す前の方は、名称および所在地の方が、「社会福祉法人武蔵野会」、「八王子市台町1-19-3」というふうになってございましたけれども、正しくは、名称が「社福祉法人武蔵野会練馬福祉園」、所在地の方が「練馬区大泉学園町9-4 1」でございました。

さらに、真ん中の列、変更のところですが、丸がついておまして、つまり変更があったというふうになってございますが、これも誤りでございました。

従前から、事務所の住所、所在地等については変更ございません。大変失礼いたしました。

この後は、差し替え版の方をお使いいただければと思ってございますので、よろしく願いいたします。

では、改めまして、団体の概要から簡単にご説明をしたいと思ってございます。

資料番号はありませんが、「社会福祉法人武蔵野会練馬福祉園」というカラー刷りのパンフレットも同封してお送りしていると思いますが、そちらの方もお手元に見ながら進めさせていただきたいと思います。

もし、お持ちでない方がいらっしゃいましたら、お声かけください。

（なし）

事務局

それでは、進めさせていただきます。

～資料9「社会福祉法人「武蔵野会」の更新登録書類」に基づき説明～

事務局からの説明は以上とさせていただきます。

会長

ありがとうございました。

膨大な資料を駆け足で、要点のみということで説明させていただきましたので、皆様、どうでしょうか。

とりあえず、事務局の説明はよろしいですか。

(はい)

会長

では、引き続きまして、今日は社会福祉法人武蔵野会さんにお見えいただいております。何か補足で説明することがございましたら、よろしくをお願いします。

武蔵野会

社会福祉法人武蔵野会練馬福祉園と申します。

先ほどもご紹介いただきましたが、当園は最重度の知的障害者の厚生施設になります。

入所の方は80名いらっしゃいまして、それ以外に短期入所に、先ほどもありましたが、11名の方が、今、登録されています。11名というのは入所を受け入れられる最大の数でして、それ以外には、57名の方が有償運送の部分で登録されている方々になります。

それ以外には、近隣であったり、ご家族で送迎ができる方もいらっしゃいまして、実質、大体、60名から70名ぐらいの方がリピーターとして当施設の短期入所事業を利用されている状況です。

先ほどもありましたけれども、現状、利用量がなくなっているというのは、実は昨年5月以降は実績が伴っていないのですが、基本的に、利用者の方のニーズ、ご家族からの要望としまして、1か月間の中で、1か月ずつで区切って申し込みを受けているのですが、どうしても複数名の方が同日に入退所されたりするケースがございまして、先ほどもお伝えいただいたのですが、どうしてもうちで勤めている職員がその送迎に携わっているところがありまして、なかなか全ての方のニーズに応えることができなくて、その体制の見直しをここで進めてはどうかというところで、今のところ、実際の運送事業の利用がありません。

ただ、ご家族の状況によりまして、かなりニーズの高い方もいらっしゃいますので、その分につきましては臨時で対応を進めるということですが、その分についても、6月以降、現在まで、特別、ご事情があって利用したいという申し出はございませんでした。

現在は、タクシーとか介護タクシー、その他交通機関、あとはご家族の車両、そういったものをお使いいただいてこちらの方を利用されている状況になります。

当施設では知的障害の最重度というところで、いろいろと障害がございまして、チェックシートにも示しているように、かなり重複した症例がございまして、その辺を見ていただければというふうに思います。

簡単ではございますが、よろしくをお願いします。

会長

ありがとうございました。今、武蔵野会さんの方からご説明をいただきまして、最重度の方ということで、公共交通の利用が難しい方たちに対してサービスを提供しているということでご説明がございました。

皆様の方から、何かお気づきの点ですとか、ご質問、ご意見等があれば、受け付けたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

ご発言なさる方は、申しわけございませんが、挙手をお願いいたします。

委員

これは新規登録のときにご説明いただいていたかと思うのですが、今その資料を持ち合わせていないので。

この有償運送の会員になるときの募集要項とか、会員の登録費用ですとか、会費ですとか、そういったものはどういうふうになっていたのでしょうか。

武蔵野会

登録費とか、会員費というのは全く頂戴していません。無償でお受けしているという形です。

委員

会費等は一切なしですか。

武蔵野会

ないです。

会長

ほかに、どなたかございますか。

委員

つまらないことかもしれないのですが、利用者の要望はあるけれども、職員さんが運転をされているという事情があって応えることができないので実績につながらなかったというふうにおっしゃられた。

武蔵野会

実際は、現在のうちの体制もありまして、ご説明させていただいた上で、交通機関とかタクシー等を利用していただいて、それでも難しい方については臨時で送迎いたしますということはお伝えしているのですが、実績的には、今のところ交通機関で賄えているというところではあります。

委員

結構、遠くの方から来られているという感じですか。距離や時間が長いところ。

武蔵野会

そうですね。場所としましては、今、お受けしているのが世田谷区、葛飾区、江東区、大田区とか、実は武蔵野会で運営している事業所がほかにもございまして、そちらで最重度の入所施設をどうしても短期で利用されたいという方のニーズをお受けするために、うちで通所施設を運営しているところからのニーズがかなり増えている状況ではあります。一般の方もいらっしゃいますが。

委員

それと、ドライバーさんを職員さんだけでやられているというところに、若干、無理が

あるのかなという気がして。

武蔵野会

そうですね。

委員

別に、福祉指導員さんを、ドライバーのチームというか、ボランティア的に動いてくれる方を募集するというふうな、そんなことは考えたことはないですか。

武蔵野会

そうですね。これまでは、そういった部分では施設の中の職員で賄っていくという方針が強かったものですから、そのままの対応だったのですが、今後、その部分で、ボランティアの方とか、そういう運転手さんを雇うというのはなかなか難しい現状がございまして、体制的なものをもう少し見直して、距離的なものがある方もいらっしゃいますので、その辺はニーズに応えられる範囲で、また、そういったところをお受けできればというふうには考えております。

委員

恐らく知的障害というふうに伺っているので、よく知っているとか、ふだんからつき合っている職員さんでないと利用者さんが難しいというような事情も考えられるとは思いますが、

どちらにしても、同乗というか、職員と一緒に乗っていくというふうになるのかなとは思いますが、運転の負担だけでも軽減できると、職員さんは大変だなというふうに思ったので、そのような計画ができて、地域で支援できるといいのにと思いました。

武蔵野会

ありがとうございます。

そうですね。うちでも付き添いの職員をつける場合には有償になっているのですが、その場合以外は、中には若干軽度の方もいらっしゃったり、動きの少ないと言っただけなのではいけませんが、比較的少なく、ここで言うのもあれなのではいけませんが、他害行為とか、自傷行為が少ない方、あるいはご家族が同乗される場合もございまして、そこで、その添乗については必ずしもではないというところがございます。

委員

ありがとうございます。

会長

ほかに、何か。

委員

前回の協議のときに複数乗車のことが議題になりまして、複数乗車はされないということで回答があったと思うのですが、他害行為がない利用者さんであれば複数乗車することも可能な方もいて、そういう方たちであれば、もしかしたら複数乗車であれば対応していただけたケースというのが、この間なかったのかなというふうに思ったのです。

ご対応ができなかったという部分で、運転の対応ができる職員さんがそこに割かれてしまうと大変という部分でいけば、以前は、お二人とか、同じ葛飾とか別のところでやられている方が一緒に来られるというケースのご希望もあるというふうに伺っていたので、そ

うということであれば、場合によっては複数乗車についても安全が図られればできないことはないので、こちらの協議会の中で合意が取れば、それは可能なことだというふうには理解しているのです。

そういうふうにして利用者にお応えすることはできないのかなというふうに思っているのですけれども、それについては、福祉園さんの中で、「そういうふうになれば対応ができるから、それについても検討しないか」というお話は内部ではなかったのでしょうか。

武蔵野会

現状としましては、複数乗車について実施していきたいという方向で検討したことは、それ以降ございません。

実際に、複数乗車をする場合には、必ず添乗員がつかないと難しい状況だと思われま。ある程度の組み合わせをしても、複数の方を添乗がないままで乗車するということは、まず不可能かとは思いますが。

また、もし複数でお送りするとしても、かなり方向性や目的地が違ったりします。同じ施設からのニーズで同日にご利用されるケースというのはなかなかなくて、その辺は、実際に取り入れていくのは難しいかなというふうに考えています。

委員

そこに二人口を取られてしまって、逆に、難しくなるという。

武蔵野会

そうですね。必ず添乗がつかないと、2名以上になった場合に、運転手1名になってしまつと、対応が考えづらいケースだと思うのですけれども。

委員

軽度の知的障害の方たちの団体の中には複数乗車ができる団体さんもあるのですけれども、福祉園さんをご利用される方たちは、なかなか難しい方が多いということなのですね。

武蔵野会

現状、同日で、同じ方向性の地域の方でという受け入れの場合は、組み合わせ的には、よほどのことがないと、そういう形にはならないかなというふうに思います。

委員

ありがとうございました。

会長

ほかに、どなたか。

委員

今、わかれば、参考までに教えていただきたいのですが。

運送の対価以外の対価で、迎車回送料金とか、営業料金とかを決めておられますけれども、これは実費の範囲内ということになっていきますけれども、実費は、実際にどの程度のものなのでしょうかというのわかりますか。

実費の範囲で、例えば迎車回送は400円ということになっていきますよね。

武蔵野会

はい。

委員

実費の範囲ということですので、例えば実費はどの程度ですか。500円とか。

武蔵野会

実績の表を見ていただきますと。

委員

これは料金表ですから、400円に設定されているのだと思うのです。

それから、添乗料金も2,000円と書いてあるのですけれども、実際はもっとかかるのですか。

武蔵野会

いいえ。この提示している金額のままですが。

委員

いいえ、そうではなくて、実費としては計算されていませんか。

武蔵野会

実費としましては、職員の添乗している運転手もそうなのですが、実際はそういった形で取らせてもらってますので、本当に実費的な部分では難しいところはございます。ガソリン代とか走行距離に関しては。

委員

一応、規定上は実費の範囲内ということになっていますから、ある程度、計算されておいた方がいいような気がします。後で、規定上の話だけですけれども、この程度ですよ。したがって400円と2,000円でいいのですという形で。

武蔵野会

はい。

会長

ありがとうございました。ほかに、どなたか。

委員

先ほど、事務局の方のご説明でも、現在は人を運送していない、これからどうするか検討中ということだと思うのですが、有償運送のサービスをしていないことでご利用者にどのような不都合というか、施設を利用できなくなった方が多くなったとか、そういったことも含めて、どのようなご不便というか、不都合が発生しているのでしょうか。

武蔵野会

そうですね。送迎につきましては、ご自身でお帰りになったり、こちらに来ていただくことはまずありませんで、ご家族の負担とかというのはかなり増えていると思います。

ご家族プラス、あとは、そういう介護者を依頼して、付き添われて来る方もいらっしゃいますが、そういう方はまれで、ほとんどご家族が、例えば、葛飾とか、遠方の場合、往復で数時間かけて送られてきたり、お迎えに来ていただいていますので、その辺はかなり、うちがやっていたことに対してはご不便をおかけしているというのは感じるのですが、その場合についても、どうしてもやむを得ない場合はこちらにご依頼くださいということはお話ししていますので、その部分については、逆に、今ないというところも、実績に伴ってないところもあるのですが、そこら辺を、今後、体制を整えたうえで、少しずつ、また、実施はできる範囲ではやっていきたいなというふうには思っています。

なるべく、Aさんは迎えに行けても、Bさんは同じ日だったのに迎えに行けないということがないようにというところで配慮していきたいところはあるのですが、比較的、入退

所で、例えば入所が4件、退所が4件と重なる日もありまして、どこにニーズを向けていったらいいかなというところはございます。

車も2台あるのですが、2台となると、場合によっては、添乗を含めると4人を割かなければいけない場合もございまして、その場合のニーズで、お応えできないところはかなり利用者の方にはご迷惑をかけているなというところは感じております。

委員

これはこの団体がどうこうというわけではなくて、この有償運送の必要性の問題にもかかってくる話だと思うのです。

他の公共交通機関でどうしても代替できない場合には有償運送が必要ですよという制度に、最初の資料にもついておりましたが、そういう制度になっていて、今のご説明ですと、このサービスを使ってもご家族と一緒にいらしているというようなことであるならば、公共交通機関、タクシー等がお使いになれるのではないかと思います。これは経済的な負担とは切り離して考えてください。経済的な負担をここで議論するところではないので。

ですから、そういったこともお考え合わせのうえ、これからどうなさるかということも、先ほど複数乗車の話がございましたけれども、いろいろなやり方があると思うのですが、公共交通機関が使える、もちろんお一人ではなくて、ご家族の方がいらっしゃるという前提だとは思いますが、その場合はタクシーのご利用というのも選択肢の中に入れてご検討いただければと思います。

会長

ありがとうございました。ほかにどなたか、ご意見、ご質問はございますか。
よろしいでしょうか。

(はい)

会長

それでは、皆様からいろいろとご意見をいただきました。特にほかにないようでしたら、更新の登録に向けて協議が調ったということでよろしいでしょうか。

ただ、今後についてはいろいろと検討していただきたいということで委員の方からご意見がございましたので、それは持ち帰って、よろしく願いいたします。

それでは、本日の協議案件はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

9 自家用有償旅客運送の権限移譲について(報告)

会長

それでは、次第に沿って、9番、先ほど、私の方でもちょっと冒頭に申し上げましたけれども、自家用有償旅客運送の権限委譲についてということで、現時点で、こちらの方でわかっている範囲で、ほかの自治体等の動きも含めてご説明するのと、練馬区が、今これについてどう考えているかということ、改めまして事務局の方からご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

事務局

それでは、改めまして事務局からご説明いたします。

～資料10「自家用有償旅客運送の権限移譲について（報告）に基づき説明～

練馬区としましては、平成27年度中に検討を行いまして、条件が整い次第、できるだけ早期に委譲を受けるという方針ではございます。

ただ、先日、耳にした情報では、国土交通省によるマニュアルの整備については、若干、当初の予定から遅れているということでした。

また、恐らく、区の方でいろいろと受け入れ準備が必要になろうかと思っておりますので、そのあたりを、平成27年度中は世田谷区さんと江東区さんが4月から、すぐにではないのですが、委譲を受けるといった情報がありますので、その先行する区市町村の方から情報収集をしながら作業に入っていきたいというふうに考えてはございます。

簡単ではございますが、説明は以上です。

会長

ありがとうございました。

これについては練馬区としても検討しているというところでして、あとは、特別区でいいますと、この権限委譲については、23区の中の福祉主管部長会という会議体がございまして、そこで一定程度検討して、それを副区長会、区長会の方に報告した、上げたというところなんです。

私どもも、それぞれ区長、副区長に、現状についての説明と、今も事務局からお話ししたように、私どもとしても、手続がスピードアップできるということ、団体の皆さんにとって、練馬区内で区役所に来れば登録等ができるということであれば、それは利便性の向上につながるということで、委譲に向けて検討していきたいということは区長の方にもお話をしております。

ただ、公共交通に関する、いわゆる専門知識がないので、先行する自治体の状況であるとか、国土交通省のマニュアルが整って、それを見た上で、練馬区でもできるという判断をした上で、委譲を受けると考えていきたいというのが現状です。

また、この運営協議会の場で、その後の動き、また一歩進んだとか、そういうことがあれば、適宜、ご報告していきたいと思っておりますので、現時点では検討中ということではございます。

大体、今お話ししたように、世田谷と江東が受けるというところで、2区のみもう既に手を挙げていますけれども、ほかには先行自治体の状況を見てということと、あとは、練馬区のように単独で運営協議会を持っていない区も多いものですから、なかなかその中で足並みがそろわないというところはあるようです。

また、皆さんの方にも、適宜、情報提供はさせていただきたいと思っております。

この件で、運輸支局で何か補足する情報等はございますか。よろしいですか。

委員

それでは、先ほどお話があった、間違った情報というところもありましたので、参考にお話しさせていただくと、世田谷区と江東区に関しては、私どもの方に申請はまだ出ておりません。

実際のところ出ているのは、関東管内で三、四ぐらいの自治体のみということで、近場であれば、神奈川県の大和市のみです。

皆さん、監査であったり、メリット、デメリットの必要性というふうなものが見えないというところもあって、ちょっと腰が引いている部分もあるのかなと思っています。

それと、あとは、議会の決議があるので、そのタイミングというところもあって、実際に平成27年度中にやりたいというふうに世田谷区さんとか江東区さんもお話はいただいておりますが、では、現時点でこの日からというようなことも、先だって、確認した中では、まだ決まっていませんということなので、まだ東京都内では、当面、やる市区町村はないかなと思っています。

会長

ありがとうございました。

委員

ちょっと質問。

逆に、これは全然委譲しない、先延ばしというか、それでも全然構わないのですか、国の方としては、行く行くは、必ず5年以内にはしてくださいとか、そういうことではないのですか。

委員

正直、担当者としては、中途半端に残るよりも全部（移譲して）いってもらった方がいいというのが本音ですね。

なので、少しでも動いていただいた方がよろしいですが、皆さんに現場の人員配置であるとかというところがありますので、なかなか現状としては難しいのかなと思っています。

委員

まだ期限はないということですよ。

国としては、その期限を示してはいないということですよ。

委員

そうですね。先日、本省の会議の中でも、5年たった後に一斉にぼんと皆さんにお渡しするとか、そういうふうな強引なやり方みたいなのは、今のところは考えていないというふうなことも言っておりますので、当面は手を挙げてきていただく自治体さんのみに委譲するということです。

会長

ありがとうございました。

練馬区でも検討に当たって、登録等については今も運営協議会で書類等を見させていただいているので、基本的にはできないわけではないだろうと思っているのですが、重大な事故が起こったときの指導・監督ということになると、実際にこの有償運送では余り重大な事故というのはそんなに起こらないとは思いますが、果たしてそういうと

きにどう指導すればいいのか、何を見ればいいのかというところで、そういう公共交通に対する知識というのが区には直接ないものですから、そのところが、例えば国が示してくださるマニュアル等で研究してみたいなというところです。現時点では、そういう形で。

これについては、今も3年以内とか4年以内と期限が切られていないので、はっきり言って、では、嫌だと言ったらいつまでも受けなくてもいいのかなというところがあるのですけれども、私どもも、分権の趣旨から言えば、身近な自治体でできるだけ手続できた方がいいだろうというふうには考えています。

また、これについては、引き続き、皆さんの方にも情報提供させていただきます。

今、次第の9についてご報告いたしました。

ほかにどなたか、ご質問等はございますか。

委員

せっかくの場なので。

そういう権限委譲とともに、運輸支局の方から、若干、規制緩和というか、権限委譲とは別に検討というか、されていますよね。例えば、運営主体の見直しとか、そのあたりをお話しいただけないでしょうか。

パブリックコメントを募集したりとかしましたよね。

委員

権限委譲の話で。

委員

とは違って、権限委譲と時期を同じくして、道路運送法の自家用有償旅客運送の運営の若干の見直し、例えば旅客の拡大とか、運営主体の拡大とか、そういうことでパブリックコメントを募集しましたよね。

委員

はい。

委員

その辺のことについて、現状、権限委譲とは別に、そういうふうな検討もしているということをお話しいただけないでしょうかと言っているのです。

委員

申し訳ないのですけれども、そこに関しては、私の方も読み込んでおります。なのですが、パブリックコメントの現段階の中なので、そこに関しては、今回は、私の方では差し控えさせてもらってもいいですか。

委員

検討はしているのですよね、でも。

委員

そうですね。検討しておりますが、いろいろな意見がありますので、結構、内容はいろいろとある話なので、この場では。

委員

ここと、ここと、ここが、今、検討されているよということだけでもご紹介いただくと、今後、要は、運営協議会の委員さんですから関係あるわけですよね。もし変わったとしたら、関係なくはないでしょう、協議するに当たって。

委員

そうですね。なのですが、実際にこの場で発表できるものであれば発表させていただきますが、私の東京運輸支局としての担当者ベースで話をするというふうなことは差し控えてもらっていいですか。すみません。

委員

では、僕が言っているいいですか。

委員

構いません。

委員

例えば、権限委譲の問題とともに、少し運用のといっているいいかわからないですが、見直しを同時にやっていて、例えば、今は法人格がないと運営できませんよというふうなことになっていきますけれども、人格なき社団というのがあるようにして、それに運営主体としての資格を与えましょうかねということであったり、それが結構一番大きいですかね。

あと、旅客なども、例えば被災地のボランティアに行かれるときのボランティアさんの送迎なども利用対象に入れようとか、幾つかあるのです。今、検討中ということで、これもまだはっきりとした結論は出ていないということですが、少し権限委譲とは別に、道路運送法自体も若干変化があるかもしれないということを運営協議会の委員の皆さんは知っておかれた方がいいかなということで発言させていただきました。

会長、資料はありますか、そこに。

会長

今、委員の方からの質問で、私どもも主に区で検討しているのは、権限委譲を受ける判断をするかどうかですけれども、国土交通省の権限委譲を検討するに当たって出ている資料を見ると、確かに、今、委員がおっしゃったように、まず、見直しの方向性等の中に、一つ大きなものが事務・権限の委譲。これは、今も言ったように、希望する区市町村に届け出ですとか、監査、監督事務がおりてくる。

もう1点が、今、委員が発言されたように、地域の実情に応じた運送の実現に向けた措置という項目が検討項目に入っておりまして、法人格のある団体に限られていた実施主体を弾力化すること。あとは、運送に種別ごとに限定されていた旅客の範囲を拡大すること。あとは、運送の対価は実費の範囲内であり、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であれば、設定可能である旨の周知を徹底すること。あとは、地域における合意形成の手续や運用を改善すること。あとは、登録・更新における書類の省略等、事務手続を簡素化することなど、権限委譲の検討に当たって、こういったところの見直しをすれば、意欲のある地方公共団体が自分たちの地域に合った有償運送を実現することができるようになるのではないかということでの検討項目になっているということです。

これについては、まだ私たちの方は、どういうふうになったというところは正式に聞いているわけではございませんので、また、この運営協議会で、もし何か皆様の方にもお伝えできる段階になれば、また、その都度、情報提供はこちらからもしていきたいと思いません。

組織として意見がまとまっていなければ、なかなかこういうところでご発言するのも難しいと思いますので、運輸支局の委員の方には、発表できる段階になれば、またお願いし

たいと思いますので、よろしく申し上げます。

委員

ありがとうございました。

10 第五期第5回 議事録の確認

会長

ありがとうございました。

それでは、次第に戻らせていただきます。

続きまして、10番の第五期第5回会議録の確認に移らせていただきます。

前期の第五期になりますけれども、第5回の会議録の確認を皆様をお願いしたいと思えます。

会議録につきましては事前にお送りさせていただいておりますが、何かご意見ですとか、訂正が必要な箇所等がございましたら、ご発言をお願いします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(はい)

会長

では、特に皆様の方からないということですので、この内容で確定をし、区のホームページで公開させていただきたいと思えます。

先ほども申し上げましたけれども、委員名は、個名は入りません。今は、皆さんに確認をしていただくために、この場限りということでお名前を入れさせていただいておりますが、ホームページに載せるときは、全て「委員」という表記で公表したいと思えますので、よろしく申し上げます。

次回以降は、議事録の確認は会議の冒頭にさせていただきます。今日は第六期の第1回ということで最後になりましたけれども、次回からは冒頭でさせていただきますので、よろしく申し上げます。

11 その他

続きまして、次第の最後になります。11番、その他ですが、皆様の方から、何か、この際ですので、ご発言等はございますか。

よろしいですか。

(はい)

会長

それでは、事務局の方から、今日、皆様に情報提供ということで「練馬区おでかけハンドブック」第6版の案というものを、今まとめておりまして、それを席上にお配りさせて

いただきましたので、説明をお願いします。

事務局

では、事務局から、1点ご報告いたします。

そちらのお手元にあります「練馬区おでかけハンドブック(案)」でございますが、こちらは、第6版の発行に向けて準備を進めてまいりましたが、本日、お配りしたものは業者からの最終校正の原稿になってございます。

いよいよ来週月曜日になりましたら、印刷業者の方に発注をかけて、これをもって冊子が完成というふうになります。

本日お集まりいただいた委員の方々の中にも、原稿校正・作成にご協力いただきました方々がいらっしゃいます。その節は大変お世話になりました。ありがとうございます。

この冊子につきましては、今年から隔年発行することといたしまして、今回は2か年分ということで6,000部を印刷する予定です。

4月以降になりましたら、支所・高齢者相談センターですとか、保健相談所などの窓口にて配付にご協力いただく予定となっております。

委員の皆様にも完成した冊子につきましては改めてお送りしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

ちなみに、今回、コラムのコーナーを使って「ユニバーサルデザインタクシー」についてもふれさせていただきました。

コラムのコーナーについては、委員の方々をはじめとして皆さまにご協力をいただきまして、大変感謝いたします。

今後とも、皆様のご協力をいただきながら、この冊子について、よりよい冊子にしていければと思っておりますので、引き続き、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

また、月曜日に最終確認ということなので、もしこの場で、間違いなどがありましたら、どうぞお示しいただければ手直しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長

ありがとうございます。

ここまで原稿のまとめができましたので、時間は限られていますけれども、もし間違いですとか、気になる点があれば、修正いたしますので。

委員

可能ですか、まだ。

会長

月曜日まででしたら。

会長

では、ほかの方も、ごらんになってお気づきの点があれば、締め切りは月曜日。

事務局

月曜日までにご連絡を。

会長

夕方大丈夫。

事務局

夕方で。

会長

月曜日の5時までであれば大丈夫ですので、お願いいたします。

事務局

よろしくお願いいたします。

委員

「全車」と書いてあるのですけれども、「数年後には全ての車両がUDタクシーになります」と書いてある。「なります」と断定で書いてあって大丈夫ですか。

委員

新車両として発売されるのなら、そういった車になってしまうということです。ただ、全車がそれに変わるかどうかというのは、ちょっと断定はできません。

委員

断定っぽく見えますよね。

委員

だから、ここは直さなければいけない。

委員

ですよ。怖い。

会長

今、いろいろとUD（ユニバーサルデザイン）のところがいろいろと書いてあるのですが、タクシーもとうとうそうなったのかと。

委員

タクシーは今、セダン型のトヨタだと「コンフォート」という車が主流なのですけれども、あれの生産を17年でトヨタがやめるのです。そのかわりに、ユニバーサルデザインタクシーという車両をタクシー専用車両として発売しますので、仮に全車切りかわるとしても、5年、10年はかかる。その間に。

委員

数年とは、二、三年のことかと思う。

委員

18年以降に変わってくるということなので、これは時期が10年くらい先を行ってしまっている。

委員

この間、病院の前でやったら、普通の車椅子の方が乗れなくて、西武さんを紹介したのです。そしたら、UDタクシーが15分で来てくれて、すごく喜ばれていたもので、そういうふうにとんどもんども増えていくのがいいなと思いました。

委員

数が増えると呼んでもすぐ来るし、街角でも何台か流しでも乗れるようになってくると思うのです。

委員

最近、何とか手も挙げてもらえるようになってきて。そういうのがあれば。
これは迎車料金が400円と書いてある。

委員

そう。これも間違っている。

委員

410円で。

会長

印刷をかける前でよかったです。印刷してしまったらシール対応しなければいけない。

委員

それから、後で言わなければいけないのですけれども、この「東京福祉タクシー総合配車センター」というのも今、見直しがかかっているのです。これは2年間有効となると、ここはちょっと書き方を変えた方がいいです。

会長

また、ご相談させてください。

委員

はい。

会長

ありがとうございました。今日の議題は全て終了いたしました。

皆様、どうもありがとうございました。

それでは、次回の運営協議会ですけれども、本年8月に更新時期を迎える団体がございます。

それで、私どもも、冒頭1か月ぐらい前にはということで、7月ごろということでこの会議のシナリオには書いているのですが、もう少し余裕を持って開いていただきたいというご意見がございましたので、また、こちらの方の手續に間に合うように、7月と書いてありますけれども、若干、早まるかもしれません。また日程調整をした上で、皆様にご案内させていただきます。

平成27年度につきましては、もう一回、年が明けて、平成28年1月に登録更新を迎える団体がございますので、その団体については、年内、同じように少し余裕を持った時期にこの運営協議会を開かせていただければと思います。

また、近づきましたら、改めて委員の皆様にはご案内させていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、特にご発言がないようであれば、本日の第六期第1回の福祉有償運送運営協議会を閉会させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。